



衆議院憲法調査会ニュース

H15.5.16 Vol.53

第 156 回国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

5月15日に開会された小委員会

基本的人権の保障に関する調査小委員会
統治機構のあり方に関する調査小委員会

基本的人権の保障に関する調査小委員会 (第3回)

〔テーマ〕知る権利・アクセス権とプライバシー
権(情報公開法制・個人情報保護法制を含む)

参考人：堀部 政男君 (中央大学法学部教授)

質疑者

倉田 雅年君(自民)	小林 憲司君(民主)
太田 昭宏君(公明)	武山百合子君(自由)
春名 真章君(共産)	北川れん子君(社民)
谷本 龍哉君(自民)	今野 東君(民主)
長勢 甚遠君(自民)	井上喜一君(保守新党)

質疑終了後、自由討議

堀部政男参考人の意見陳述の要点

はじめに

私は、40年以上、知る権利やプライバシー権等の研究に携わり、国及び地方自治体における制度作りや OECD における検討部会など国際的な議論にも参加してきた。そうした経験を基に、意見陳述を行いたい。

1 日本と世界の知る権利・情報公開論議

・日本における知る権利・情報公開論議は以下の五つの時期に分類できる。

(1) 知る権利認識・制度化提唱期(1940年代後半～70年代前半) 「知る権利」は、憲法の施行後比較的早い時期から認識されていたが、1966年の米国「情報自由法」制定は、日本における議論にも影響を与え、同時期の最高裁判例には、「知る自由」に言及するものや、「報道は…国民の『知る権利』に奉仕するもの」とするものが現れた。

(2) 情報公開制度化提唱・実現期(1970年代後半～1980年以降) 1970年代後半から、ロッキード事件を契機に情報公開への関心が強まり、その制度化が提唱され、まず地方自治体においてその実現に向けた動きが始まった。

(3) 自治体情報公開制度運用・情報公開法検討期(1980年代前半以降) 1983年の神奈川県公文書公開条例制定以後、地方自治体では情報公開制度の運用期に入る一方、国においても1995年、行政改革委員会において法制度の検討が始まった。

(4) 情報公開法要綱案公表・自治体情報公開制度再検討期(1996年以降) 1996年、情報公開法要綱案(中間報告)が発表され、これを受けて法制定に向けた動きが始まる一方、地方自治体においては、既に運用されていた情報公開制度の再検討が行なわれた。

(5) 情報公開法等運用期(2001年以降) 1999年5月、情報公開法が成立し、2001年4月に施行された。

2 日本と世界のプライバシー・個人情報保護論議

・日本におけるプライバシー・個人情報保護論議は以下の四つの時期に分類できる。

(1) プライバシー権認識・制度化提唱期(1950年代～70年代中葉) 1950年代、米国の学界では、マスメディア等による私生活の暴露等の問題にどう対応すべきかについて議論が活発となり、プライバシー権を「ひとりにしておかれる権利」とする論文が発表され、わが国では、1964年、「宴のあと」事件東京地裁判決で、プライバシー権は「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」として認められた。一方、米国では60年代、コンピュータとの関連で「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利(自己情報コントロール権)」と捉える見方が打ち出された。

(2) プライバシー権制度化提唱・実現期(1970年代中葉～1980年代以降) 1970年代、欧米での議論が活発となり、これを受けて、日本でも地方自治体での条例制定の動きが進み、1980年には、OECDのプライバシー・ガイドラインが採択された。

(3) 行政機関個人情報保護法制定検討・個人情報保護ガイドライン策定・都道府県個人情報保護法制度化期(1980年代中葉以降) OECD勧告を受けて、政府において議論がなされ、1988年、

いわゆる行政機関電子個人情報保護法の制定に結びついた。民間部門における個人情報保護は、同法制定の際「早急に検討を進める」旨の附帯決議がなされたが、関係省庁等はガイドラインの策定などで対処してきた。

(4)個人情報保護基本法制提案・議論期(1999年以降) 1999年の住民基本台帳法改正の際の国会論議で個人情報保護の必要性が争点となり、また、政府において、民間部門を含めた個人情報保護法制について具体的に検討された。その後、中間報告・大綱の発表を経て、現在参議院で審議中の個人情報保護関連法案の国会提出へとつながっていった。

3 日本と世界のアクセス権と知る権利・プライバシー権

- ・イギリスの情報公開法や英訳された諸外国の情報関連法で使われている“access”という単語の用法から見て、アクセス権とは、知る権利や自己情報コントロール権等を含む市民の情報への権利を統一的に把握できる権利であるといえる。
- ・これに対し日本では、アクセス権は1970年代より議論され始めたが、もっぱらマスメディアに対する権利と理解されるにとどまり、いまだにそうしたトータルな権利としての理解が深まっていない。
- ・アクセス権は、国際的に議論されている概念であり、今後議論を深めていくべき課題である。

堀部政男参考人に対する質疑の概要

倉田雅年君(自民)

- ・国家・市民という二極構造が分化して、国家・市民・マスメディアという三極構造となった経緯にかんがみると、マスメディアに対するアクセス権の内容としての自己情報コントロール権も認められるべきと考えるが、いかがか。
- ・取材の自由を保護するためにマスメディアを個人情報保護法制の適用除外とすることは理解するが、一方で、強大なマスメディアと弱者としての個人という関係があることにかんがみ、個人をマスメディアから守ることも必要と考えるが、何かよい工夫はないか。
- ・表現の自由に配慮してマスメディア側の自主規制が望ましいということは理解するが、例えば、マスメディア側に対して自主規制のための機関の設置を法律で義務付けてはいかがか。

小林憲司君(民主)

- ・情報公開法では、施行後4年を目途に見直しを行う旨の規定が置かれている。施行からほぼ2

年を経た現時点において、見直すべき点としては、情報公開訴訟の管轄の拡大、知る権利の明記等が考えられるが、参考人は、どのような見直しが必要と考えるか。

- ・現在審議中の個人情報保護法案については、包括法ではなく、公的部門と民間部門の別や民間の事業分野別に個別法で定めるべきではなかったかと考えるが、いかがか。
- ・防衛庁が自衛官募集に当たり、地方自治体に個人情報の「提供」を求め、これに地方自治体が応じていたことが明らかになっているが、これは、住民基本台帳法が規定する「閲覧」の範囲を超えるものではないか。

太田昭宏君(公明)

- ・プライバシー権については13条の解釈から導き出されているが、情報化時代にあっては21条もその根拠となるのではないか。また、新しい人権は、憲法上他に代替する規定がない場合に限り規定すればよいとの意見があるが、国民憲法、人権憲法、環境憲法のように、国家の方向性を示すという観点から、何らかの形で明記すべきではないか。
- ・マスメディアからの国民の保護については、マスメディア側の自主規制が前進していることを評価するが、米国のように懲罰的な損害賠償請求も考慮すべきではないか。

武山百合子君(自由)

- ・6年前にノルウェーを訪問した際、非常に情報公開が進んでいることに驚かされた経験があるが、外国から見て、我が国の情報公開の水準は、どの程度であるのか。
- ・情報公開法制や個人情報保護法制の施行に当たっては、まず国民の意識改革が大切であると考える。我が国は、行政による情報の密閉やマスメディアによる個人情報の悪用などの点において、欧米諸国に比べ意識が非常に低いと思うが、いかがか。

春名真章君(共産)

- ・知る権利・アクセス権とプライバシー権の議論に関して、日本は欧米諸国より20年から30年遅れているといわれるが、なぜそのような遅れが生じたと考えられるか。
- ・憲法に知る権利・アクセス権を明記すべきとの意見もある。しかし、憲法制定後50年の歴史の中で、明文になくとも、13条の個人の尊厳・幸福追求権の下、住民の運動や世界の流れ、学者の努力や判例の積重ね等、さまざまな人の努力によりこれらの権利が確立されており、今日必要なのは、立法によるその具体化であると考えている。この点につい

て、参考人の意見を伺いたい。

- ・個人情報保護法の制定に当たり、報道の自由を守ると同時に個人の情報を守るため、行政から独立した第三者機関を置くというのが世界の流れであると考え、参考人の意見を伺いたい。

北川 れん子君（社民）

- ・住民票コードのように個人に番号を付すこと及び住民基本台帳ネットワークシステムは世界の流れの中でどのように位置付けられているのか。
- ・住民票コードを取り扱うこととされている財団法人地方自治情報センターは公益法人であり、これには、現在議論されている行政機関個人情報保護法案や独立行政法人等個人情報保護法案の適用がないが、どのように考えるか。
- ・情報公開法に「知る権利」を明記しなかったことについて、施行から2年を経た現在どう評価しているか、参考人の意見を伺いたい。

谷本 龍哉君（自民）

- ・現代においてマスメディアが最大の権力になってしまっていることにかんがみれば、マスメディアに対するチェックを自主規制のみに委ねることには、不安を感じざるを得ない。参考人の指摘した21条に表現の自由が定められ、法的な規制は難しいとの意見も承知しているが、自主規制のみに頼ったのでは、今後、仮に憲法が改正され、その際にプライバシー権、知る権利やアクセス権が明記されたとしても、報道の自由との関係でそれらが無意味になってしまわないとも限らない。参考人は、プライバシー権と表現の自由との調和を図る上で、どのような方向性が望ましいと考えるか。
- ・個人がマスメディアにより権利を侵害され裁判で主張が認められたとしても、マスメディアの側に科される罰則は軽く、賠償の額は低い。そのため、損害賠償を見込んであえて出版するようなことが行われているが、これを防止するためには、ペナルティをより厳しくする必要があると考え、いかがか。

今野 東君（民主）

- ・政府は、自己情報コントロール権の概念ははまだ確立していないと言うが、個人情報保護に関して先進的な欧米諸国において、法律に自己情報コントロール権に該当する権利が明記されていることにかんがみれば、自己情報コントロール権は、概念として十分確立していると考え、いかがか。
- ・国が一端構築した制度であっても、運用を経た後で見直すことは重要ではないかと考える。個人情報保護法についても、入手情報の目的外利

用や第三者利用、センシティブ情報の取扱い等の問題について、運用を踏まえた上での再検討や見直しが必要となってくると考えられ、「見直し条項」は必要であると考え、参考人は、同法への「見直し条項」の明記の必要性について、どのように考えるか。

長勢 甚遠君（自民）

- ・北朝鮮による拉致被害者である曾我ひとみさんの夫の平穰市内の住所が、朝日新聞により曾我さんの承諾を得ないままに報道されたが、このような回復し難い被害から国民を守るために、どのようにすべきと考えるか。
- ・マスメディアが公正中立、非営利、真実報道を旨としているとするのは、もはや神話、虚構であり、この際、国民の自由や権利等を守る法体系を整備するとの考えを持つべきではないかと考えるが、いかがか。
- ・マスメディアの報道の自由等を保護することにより生じる弊害を除去する方法があるか。また、マスメディアの法体系における位置付けを見直すべきとも考えるが、いかがか。

井上 喜一君（保守新党）

- ・「知る権利」や「プライバシー権」の内容について、学界での通説的な見解を説明していただきたい。
- ・朝日新聞が曾我ひとみさんの了解を得ずに差出人の詳細な住所を報道したことは、プライバシーへの配慮が足りなかったとの一言では済まされない問題である。報道の公正さやプライバシー権侵害の防止を制度的に担保するに当たり、現在の制度は十分であると考えられるのか。十分でないと考えたらどのようにすればよいか。
- ・プライバシー権の侵害について、刑事罰を加えるような諸外国の立法例は存在するのか。

自由討議における委員の発言の概要（発言順）

春名 真章君（共産）

- ・国民の知る権利の行使に伴い収集される情報については、政府による行政目的や民間による営利目的の収集とは異なった扱いをすべきであり、また、憲法上最も重要な権利の一つである表現の自由に対する規制については、極めて慎重な配慮が必要であることを指摘したい。したがって、国民の知る権利の行使に奉仕するマスメディアに対する法的な規制はあってはならず、自主規制が本筋である。これにかんがみると、個人情報保護法案（政府案）において主務大臣の恣意的な判断に基づく

マスメディア規制の余地がある点は大きな問題であるとする。

- ・知る権利、アクセス権及びプライバシー権は、国民の運動、判例の積重ね、研究者の努力等により憲法上保障された人権として確立してきたものであり、今日問われているのは、これらの権利を具体化する立法の努力であることを改めて指摘したい。

今野 東君（民主）

- ・個人情報保護関連法案（政府案）には「見直し条項」が置かれていないが、どのような法律であっても制定時には完全なものではないのであって、真摯な見直しを重ねていく姿勢を明確にするためには、やはり「見直し条項」は必要であるとする。
- ・今日、マスメディアも報道機関としての志を失っていると言うこともできるが、だからといって、公権力がマスメディアをチェックするようなことは、あってはならない。そこで、プライバシーの保護との調整として、第三者機関の設置が重要であるとするが、これは、各省の中に置かれるようなものであってはならない。

平林 鴻三君（自民）

- ・自由は責任を伴い、権利は義務を伴うということ国民がきちんと認識した上で、知る権利・アクセス権やプライバシー権を行使すべきであり、また、これらの権利の取扱いに携わる者は、この認識をきちんと持つべきである。憲法上これらの権利を明記しなければならないとは必ずしも考えないが、この認識なくして、これからの日本の民主政治の健全な維持発展はないとする。
- ・民間放送には、会社横断的な自主的な第三者機関があるが、新聞についても、そのような機関を設けることについて議論をしていくべきである。

北川 れん子君（社民）

- ・堀部参考人が情報公開法の立案に際して、知る権利の明記が必要であるということ部会で主張されたということ聞き、意を強くした。
- ・個人情報保護法案（政府案）において報道の定義が規定されたことは歴史に大きな禍根を残すものとする。立法によるマスメディア規制や、マスメディアに対して自主規制を促す形での言論統制の雰囲気には、毅然と反対していきたい。

倉田 雅年君（自民）

- ・今日、マスメディアが強大になりすぎて、市民に対し加害者となる余地が生じていることにかんがみ、今野委員の指摘した第三者機関の設置については検討していくべきとする。

中山 太郎会長

- ・情報公開制度などにおいて先進性を有する北欧においては、社会保障番号を基本にしてあらゆる情報の処理が行われているとともに、国民の権利保障のため、第三者機関としてオンブズマン制度が導入されている。我が国はオンブズマン制度を有していないが、知る権利・アクセス権及びプライバシー権の保障の在り方を考えるに際し、オンブズマン制度は将来的に検討に値するとする。

統治機構のあり方に関する調査小委員会（第3回）

〔テーマ〕司法制度及び憲法裁判所（憲法の有権解釈権の所在の視点から）

参考人：津野 修君
 （前内閣法制局長官・弁護士）
 山口 繁君
 （前最高裁判所長官）

質疑者

谷川 和穂君（自民） 末松 義規君（民主）
 斉藤 鉄夫君（公明） 武山百合子君（自由）
 山口 富男君（共産） 金子 哲夫君（社民）
 佐藤 勉君（自民） 中川 正春君（民主）
 福井 照君（自民） 井上喜一君（保守新党）

質疑終了後、自由討議

津野修参考人の意見陳述の要点

1. 内閣法制局の所掌事務、組織

(1) 所掌事務等

- ・内閣法制局は、審査事務、意見事務等を通じて、内閣の法律案提出に係る事務、法律を誠実に執行する事務等が法治主義の観点から適切に遂行され、また、国務大臣が負う憲法尊重擁護義務が適切に果たされるよう、内閣を直接補佐する機関である。
- ・法律案等を閣議にかける前には必ず内閣法制局が審査を行っている（審査事務）。その際、第一に検討されるべきは憲法適合性である。
- ・行政執行に当たって必要となる憲法解釈は、第一義的には各省庁において行われるが、各省庁において憲法解釈について疑義がある場合や意見を異にする場合には、内閣法制局において政府内の解釈を確定し、統一することとされている（意見事務）。政府部内においては、内閣法制局の意見は、専門的意見として最大限尊重されることが制度上予定されている。

(2) 組織、事務処理の実績

- ・内閣法制局は、フランスのコンセイユ・デタをモデルとして作られたものである。ドイツ、イタリア等にも類似の機関がある。
- ・現在、法律案審査については一常会当たり 100 件程度の審査を行っている。また、意見事務については、現在までに 200 件以上の法制意見、1000 件を超える口頭意見回答を行っているが、最近は口頭意見回答が中心となっている。

2. 内閣法制局が行う憲法解釈について

(1) 内閣法制局が憲法解釈を行うことの意義等

- ・憲法解釈を確定するのは裁判所であり、その意味で内閣法制局の解釈は何ら拘束力を持つものではないが、裁判所は具体的な訴訟を待つて事後的な判断を行うものであり、統一的な行政運営を行うためには、事前に政府として憲法解釈を行う必要がある。

(2) 内閣法制局が行う憲法解釈の基準

- ・憲法等の解釈は、規定の文言、趣旨等に即して、立案者の意図等も考慮し、議論の積重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して、確定されるべきものである。
- ・政府による憲法解釈は、このような論理的追究の結果であり、政府が自由に変更することができるようなものではない。

3. 憲法裁判所の設置について

- ・抽象的違憲審査権は、「司法」の範囲外であることから、現行憲法上、最高裁にはそのような権限は認められていないと考える。
- ・憲法裁判所の設置の是非を考えるに当たっては、私見であるが、(a)憲法裁判所が政治的問題について判断を示すことと国民主権・三権分立の関係、(b)憲法裁判所に法律の制定に類似するような権限を与えることと国会が国権の最高機関・唯一の立法機関とされていることとの関係、(c)憲法裁判所の違憲判決を警戒して政治部門で過剰な自制がなされる危険性等について、十分検討する必要があると考える。

山口繁参考人の意見陳述の要点

1. 諸外国の憲法裁判制度

(1) アメリカの憲法裁判制度

- ・1803年のマーベリー対マディソン事件により、具体的、事後的違憲審査制が確立された。違憲審査制の実績を見たとき、司法積極主義の程度はさまざまであるが、一般的には、時が経つにつれて、司法積極主義の傾向がある。その理由は、政府の活動レベルが上がり、争うべき政策

が多くなったためである。

(2) ドイツの憲法裁判制度

- ・連邦憲法裁判所は、具体的違憲審査制、抽象的違憲審査制、憲法異議の制度を備えている。ワイマール憲法下、ナチスの台頭を許したとの反省から、ドイツ基本法が「戦う民主主義」を標榜しているため、憲法裁判所には、本来的に司法積極主義が要請され、実際にも憲法問題について躊躇せず判断している。

(3) フランスの憲法裁判制度

- ・議会に対する行政府の強化、伝統的な司法に対する不信等を背景に設置された憲法院は、法律を議会で議決した後、大統領の審署前に審査する事前チェック機関である。1974年の憲法改正による憲法院への提訴権者の拡大等により、重要法案のほとんどが憲法院に付託されている。

2. 我が国の憲法裁判制度の特色 - 諸外国との比較において

(1) 裁判所を取り巻く環境の異同

- ・米、独等の多民族国家では、多様性の中に統一が求められ、その求心装置が憲法、司法等であるため、均一民族国家であると言われる日本と比べ、訴訟社会となり、憲法適合性が問われることも多い。
- ・連邦制を採用している米、独では、中央集権体制の日、仏に比べ、法律数が多く、チェックも十分でないため、連邦の一体性が求められる中、裁判所の重要性が高まっている。
- ・米、独、仏では、頻繁な政権交代の中で、重要法案等が憲法裁判の対象となった。他方、日本では、政権交代がなく、議院内閣制の下、政治と法体系の安定が図られ、政治問題が未解決のまま裁判所に持ち込まれることは少なかった。
- ・議員立法中心の米国では、それほど厳密な審査を経ずに法律が成立する傾向にある。他方、内閣提出法案中心の日本では、内閣法制局による厳密な法案の合憲性審査が行われている。
- ・米国では、裁量上告制の導入により、最高裁が重要な事件を特に取り上げて判断し、いち早く社会問題に対応するなど、より積極的に法創造機能を発揮できるようになった。他方、日本では、上告受理申立制度が民事訴訟制度に導入されるまでは、上告事件の審理に追われ、大法廷審理を躊躇しがちであった。
- (2) 我が国の最高裁判所の違憲立法審査権行使の実情
 - ・いわゆる法令違憲判決は、民事事件で5件(薬事法、公職選挙法、森林法、郵便法)、刑事事件

で3件(刑法200条等)である。これに対し、司法消極主義であるとの批判があるが、これは、(1)の事情に基づくものであり、少なくなるべくして少なくなったものであると認識している。

- ・ 裁判官が憲法判断をする場合、種々の事情を勘案するが、民主的基盤に乏しい司法は、原則として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会の判断を尊重すべきである。他方、表現の自由や、少数者の自由・平等など民主主義の基盤に係るものについては、司法が厳重にチェックする必要があると考える。
- ・ 最高裁の裁判官は、国民生活への影響等を考えて、ナショナル・コンセンサスがどこにあるかを常に意識しつつ、その判決には責任を持たなければならない。

3. おわりに - 憲法適合性判断の今後のあり方に関連して

- ・ 憲法裁判所を設置した場合においては、政治問題に大きく関わることとなるため、その正当性が国民から問われることになる。
- ・ いずれにしても、裁判所は、上告受理制度等による迅速な裁判等を通じて、多数決原理に対抗しながら、個人の権利を擁護するという本来的使命を果たすこととなる。

津野修参考人及び山口繁参考人に対する質疑の概要

谷川和穂君(自民)

<津野参考人に対して>

- ・ 米ソの対立が解消し、国際テロリズムや日本による国際貢献の在り方が問題となる今日において、憲法と現実の乖離が進んでおり、憲法解釈による対応は限界に来ている。これに対処するためには、憲法自体の改正を検討すべきと考えるが、いかがか。
- ・ 議院法制局は、国会における憲法議論を担うべきであると考えますが、現実には内閣法制局よりも下にあるように思われる。参考人は、この点についてどう考えるか。

<山口参考人に対して>

- ・ 76条2項は、特別裁判所の設置及び行政機関による終審裁判を禁止しているが、国民が行政事件の早期解決を願っていること等から、新しい憲法を議論する際には、この規定の廃止も念頭に置くべきと考えるが、いかがか。

末松義規君(民主)

<津野参考人に対して>

- ・ 議院法制局を強化して、国民からの情報を吸い

上げるようにし、これと行政の情報とを対抗させることで、憲法問題に関してより立体的な議論を行うことが可能になると考えるが、参考人は、議院法制局の強化案についてどう考えるか。

<山口参考人に対して>

- ・ 憲法解釈を行う際には、迅速性が大切であると考えますが、フランスの憲法院では、どの程度の早さで事案が処理されているのか。また、憲法院の解釈は、最終的な有権解釈となり、裁判所の判決をも拘束するものとなるのか。
- ・ 裁判官の構成を変えることにより、政争にも動ぜず、十分な憲法解釈ができるような法廷が形成されると考えるか。

斉藤鉄夫君(公明)

<山口参考人に対して>

- ・ 三権分立の下において、三権にはそれぞれ権力の源泉があると考えますが、司法の権力の源泉は何であると考えますか。

<両参考人に対して>

- ・ 津野参考人は憲法裁判所について消極的な立場であるとするが、私は、憲法裁判所を置くことは国民にとっても分かりやすく、民主主義の一つの方向と考えるが、いかがか。

武山百合子君(自由)

<津野参考人に対して>

- ・ 議員立法が比較的分かりやすい内容、文言であるのに対し、内閣提出法律は、内容、文言ともに非常に分かりにくいと感じますが、この点について内閣法制局内で議論はあるのか。
- ・ 現在の法体系は、内閣提出法律の積重ねでできているものであるが、問題点が放置されていることにより、ハンセン氏病に係る訴訟に見られるように国の責任が問われるようなことも起こっている。憲法裁判所が設置されれば、国の考えが早期に示される結果、現在の裁判所よりも迅速に、国民の人権、生命の救済が可能となると考えるが、いかがか。

<山口参考人に対して>

- ・ 現在、司法制度改革で米国の陪審制度に倣った制度の導入が検討されているが、仮に形だけ制度を採り入れても、日本の文化や歴史を踏まえた精神を根底に置いて運用することは難しいと考える。この点について、参考人はどのように考えるか。

山口富男君(共産)

<津野参考人に対して>

- ・ 政府内の憲法解釈と公法学会における通説的な憲法解釈とはかけ離れたものでないことが望ましいが、自衛隊に係る9条解釈について、両者

は、全く異なる立場に立つ。このような現状について、参考人は、どのように考えるか。

- ・内閣法制局が職務を遂行するに当たっては、その人員の資質が重要になると考えるが、内閣法制局においては、参事官に対し、憲法に関する研修はなされているのか。

< 山口参考人に対して >

- ・81条に規定する違憲審査権は、世界的に見ても早期に憲法に盛り込まれたものと考えているが、この意義について、どのように考えるか。
- ・明治憲法と現行憲法とでは、主権の所在をはじめとして、基本原理が異なる。司法の場においては、明治憲法から現行憲法に移行する過程をどのように把握し、実践してきたか。

金子 哲 夫君 (社民)

< 津野参考人に対して >

- ・参考人は、政治に関わる問題に関し司法は判断をすべきではないと考えているようだが、政治が常に憲法に合致する判断をするとは限らないので、政治問題については、憲法判断をする機関がなくなってしまうと考える。三権分立の趣旨に照らせば、裁判所こそがこうした問題についても判断をする必要があると考えるが、いかがか。

< 山口参考人に対して >

- ・政治的に重要な問題について司法が判断をしないことで、憲法と現実の乖離が拡大しているとも言え、81条の規定の趣旨からも、裁判所は、政治が憲法に合致しないような判断をした際には、これを押し止めるという役割を担っているのではないか。
- ・昨年の法改正により裁判官の報酬が減額されたことと79条6項との関係について、参考人の見解を伺いたい。

佐藤 勉君 (自民)

< 両参考人に対して >

- ・有権解釈としては、質的には最高裁の憲法解釈が重要であるが、量的には、政治部門による憲法解釈の方が、最高裁が異なった解釈を示さない限り現実を支配するという力を持っているという意味で大きな位置を占めているとの見解について、参考人はどのように考えるか。
- ・内閣法制局の事前審査や憲法解釈が、事実上、最終的な国の判断となっているのではないかと指摘について、どのように考えるか。

< 津野参考人に対して >

- ・集団的自衛権について、首相が「行使できる」と言えば現行憲法下においても行使できるとの中曽根元首相の意見について、どのように考えるか。

中川 正 春君 (民主)

< 両参考人に対して >

- ・これまで、解釈改憲を行うことにより、憲法に関する議論を行わずに済ませてきたことについて、限界や不安が生じている。また、政府は、法的問題と政治的な問題を都合よく使い分け、集団的自衛権の行使については、まず、国家としての意思を決定すべきであるのに、憲法上の規定を大義名分に、そうした決定を回避している。こうした状況を踏まえれば、司法の責任は重く、最高裁がより積極的に憲法判断を行うことにより、国会に問題提起をするといった司法の在り方も考えられるが、いかがか。

< 山口参考人に対して >

- ・仮に憲法裁判所を設置しても、統治行為に属する事項については判断を差し控えるとの現在の考え方を変えなければ、憲法裁判所すらも機能しないのではないか。また、政治的判断を伴わない憲法解釈などはあり得ないと考えるが、いかがか。

< 津野参考人に対して >

- ・内閣法制局がこれまで時の政権に知恵を与えてきたことを考えれば、仮に首相が憲法解釈を変更したいと考えた場合に、本当に政治的に中立な立場で判断できるのか。

福井 照君 (自民)

< 両参考人に対して >

- ・憲法を議論する前提として、現在、日本人には確立された価値観があるのではなく、我々は、さまざまな選択を通して新しい日本の価値をつくる過程にあると考える。このような時代認識を踏まえると、憲法裁判所を設置する等、選択のための社会的仕組みがあった方がよいと考えるが、いかがか。

< 津野参考人に対して >

- ・末松委員からの議院法制局の強化策についての質問に対し、津野参考人から、政策担当秘書の活用や国会図書館との連携が挙げられたが、さらに具体的な方策があれば伺いたい。

井上 喜 一君 (保守新党)

< 両参考人に対して >

- ・国際情勢の変化などを受けて、政治の役割が変わってきていることを踏まえると、統治行為については、司法の関与を限定し、国会の場に判断を委ねるべきであると考えているが、いかがか。

< 山口参考人に対して >

- ・最高裁裁判官の国民審査は、実際に機能しておらず、憲法改正が行われる際には、不要とすべきと考えるが、いかがか。

< 両参考人に対して >

- ・憲法改正手続が厳格なために改正が難しく、憲法解釈が大事な役割を果たしてきたと考えるが、内閣法制局による解釈は内閣の解釈であって、国民的基盤の上に立った有権解釈ではない。憲法の有権解釈の場を国会に求めるべきであると考え、いかがか。

<津野参考人に対して>

- ・内閣法制局が特異であるのは、自己を無謬と考えている点であると考え。例えば、集団的自衛権に関する政府解釈はおかしいと考えるが、間違った判断をした場合には、どうすべきであると考えるか。

自由討議における委員の発言の概要（発言順）

野田 毅君（自民）

- ・昨年の法改正により裁判官の報酬が減額されたが、これは、79条6項及び80条2項に反する。在任中の裁判官報酬を減額するのであれば、憲法改正が必要であり、それこそが、法治国家のあるべき姿である。
- ・憲法改正の発議権が国会のみに属し、その原案作成は議院法制局が補佐すべきことにかんがみれば、衆参の法制局を統合して「国会法制局」を創設し、議員立法の補佐等のほか内閣提出法案の国会におけるチェックをも行わせるなど、その機能の拡充及び地位の強化を図るべきである。

古川 元久君（民主）

- ・法治国家として、法律の下に国家運営はなされるべきであり、また、その法適合性判断は司法権が担うべきであるが、現状においては、司法権が法治国家たることを担保する形で、かつ、国民から信頼される形で、機能しているとは言えない。
- ・金融機関の一時国有化についての憲法判断を状況に応じて曖昧な根拠で変更した例に見られるように、内閣法制局は「法の番人」であるとは言えない。したがって、今後の日本の在り方を考えるに当たっては、司法の重要性を認識した上で、その機能を高めるとともに、国民が司法に関与できるシステムを考えていく必要がある。

金子 哲夫君（社民）

- ・昨年の法改正により裁判官の報酬が減額されたことについて、山口参考人からは、公務員全体の報酬を引き下げの一環として裁判官の報酬を減額することは79条6項に反しないとの発言があったが、法理論的な視点からの論議がなされず、現実に合わせて条文が解釈されることには、問題があると考え。
- ・裁判所による政治問題の判断について、山口参考人からは、裁判官は国民の選挙により選任さ

れたものではないという司法の本質的限界の観点から、これを控えるべきとの発言があった。しかし、憲法上は、まさしくこのようなことを前提として、三権分立のシステムの中で裁判所に違憲審査権が付与されているのであり、山口参考人の考え方に基づいて政治問題の判断を控えることは、認められないのではないか。

今後の開会予定

日付	開会時刻	会議の内容
H15 5.29 (木)	午前 9:00	憲法調査会

諸般の事情により変更される可能性があります。

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：2115件（5/16現在）
- ・媒体別内訳

葉書	1305	封書	411
FAX	240	E-mail	159

分野別内訳

前文	126	天皇	78
戦争放棄	1456	権利・義務	56
国会	34	内閣	34
司法	10	財政	12
地方自治	10	改正規定	15
最高法規	8	その他	1295

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03 - 3581 - 5875
E-mail kenpou@shugiin.go.jp
郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

〈衆議院会議録議事情報〉

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm

〈国立国会図書館〉

<http://kokkai.ndl.go.jp>